

令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(目的)

第2条 補助金は、別表第1で掲げる県内中小企業者等（以下「補助対象者」という。）が行うLED照明設備の導入に要する経費の一部を県が補助することにより、電気料金の低減に資する設備投資を促し、事業コストの削減を通じて、持続的な賃上げの実現に向けた環境整備を後押しすることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助対象者が愛媛県内に所有する事業所において実施する、既存の照明設備をLED照明設備に切り替える事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業と同一の事業について、国又は他の地方公共団体による補助金等の交付を受けた場合又は受ける見込みがある場合は補助対象事業としない。
- 3 補助対象期間は、補助金の交付決定の日から令和8年12月31日までとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、LED照明設備の本体及びその使用に不可欠な付属品又は一体として使用される付属品の購入費並びに設置工事費とする。

- 2 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

(1) 租税公課

(2) 各種保証料、保険料、振込手数料その他これらに類する経費

(3) 既存の機器又は設備の処分に要する経費

(4) 補助対象経費以外の経費と混同して支払われ、補助対象経費に係る支払額を明確に区分することが困難なもの

(補助金の額及び算定方法)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内とし、200万円を限度とする。

- 2 補助対象経費の額が50万円（税抜き）に満たない場合は補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）

に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合にはこれを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定前の事前着手）

第7条 補助金の交付を受けようとする者が、交付決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助金の交付の対象としない。

（補助金の交付決定）

- 第8条 知事は、第6条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに当該補助対象者に対し通知するものとする。
- 2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助事業の変更承認申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。ただし、補助目的の達成に支障を及ぼさない補助事業計画の軽微な変更を除く。
- (2) 補助対象経費の30%以上の変更をしようとするとき。

2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

この場合において、知事は、必要があると認めるときは、条件を付し、又はこれを変更することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の補助事業中止（廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

（事故報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事から報告を求められた場合は、速やかに遂行状況報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は令和9年1月11日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第6条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第6条第2項ただし書きに該当し、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第14条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通ずるものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者が、補助金を請求しようとするときは、精算払請求書（様式第8号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の目的外使用の禁止）

第17条 補助事業者は、補助金を目的外に使用し、又は他の経費に流用してはならない。

(財産の管理)

第18条 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円（税抜き）を超える機械及び器具とする。

- 2 規則第22条第2項ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第9号）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助事業の経理及び関係書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 補助事業者は、第18条第1項に規定する機械及び器具について、耐用年数に相当する期間、知事の求めに応じて利用状況を確認できるよう、必要な書類を整備しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第20条 知事は、第10条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱に違反したとき。
 - (2) 補助事業者が、この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
 - (3) 補助事業者が、補助金交付の条件に違反したとき。
 - (4) 補助事業者が、補助事業の実施について不正行為を行ったとき。
 - (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 2 前項の規定は、第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 知事は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 4 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 5 知事は、第3項の返還を命じた場合において、補助金の返還を命じられた者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に依

じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他必要な事項)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

この要綱における県内中小企業者等は、次の（1）から（6）に掲げる要件をいずれも満たす事業者とする。

（1）愛媛県内に本社及び本店を置く会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は特例有限会社）、中小企業組合（事業協同組合及びその連合会、商工組合、企業組合、協業組合又は商店街振興組合及びその連合会）又は個人事業主であること。ただし、以下に列挙する個人又は法人は除く。

- ・ 医師、歯医者、助産師
- ・ 系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業又は水産業者についても同様）
- ・ 中小企業組合以外の組合組織
- ・ 一般社団法人・公益社団法人・一般財団法人・公益財団法人
- ・ 医療法人・宗教法人・学校法人・農業協同組合・農事組合法人・社会福祉法人
- ・ 特定非営利活動法人・任意団体・申請時点で開業していない創業予定者

（2）下表の業種ごとに、右欄の「資本金」又は「常時使用する従業員数」のいずれかの要件を満たすこと。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

（3）県税に未納がないこと。

（4）みなし大企業でないこと。なお、この要綱におけるみなし大企業は、次の①から④のいずれかに該当する事業者とする。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④自治体等の公的機関及びこれらの機関から出資の過半を受けている事業者

（5）虚偽の申請をしていないこと。

（6）別掲「反社会的勢力排除に関する誓約事項」の記のいずれにも該当しないかつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約した事業者であること。

別掲

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (1) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは 関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (4) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (5) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを持ち、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (7) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

愛媛県知事 様

住 所
企 業 名
代表者名 印

令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金交付申請書

令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により
下記のとおり、令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助対象経費 円
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 事業実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 4 補助事業の内容
別紙「補助事業計画書」のとおり

（注1）「補助事業計画書」は、県が指定する様式（公募要領様式）を使用すること。

（注2）本様式は、日本産業規格A4判とすること。

愛媛県知事 様

住 所
企 業 名
代表者名 印

令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知があった上記の補助金の補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により承認を申請します。

記

- 1 補助事業計画の内容
別紙「補助事業計画書」のとおり
※補助金交付申請書の「補助事業計画書」を添付してください。
- 2 変更の内容
別紙「補助事業変更計画書」のとおり
- 3 変更の理由

（注1）変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記入すること。

（注2）「補助事業変更計画書」は、県が指定する様式（公募要領様式）を使用すること。

（注3）本様式は、日本産業規格A4判とすること。

愛媛県知事 様

住 所
企 業 名
代表者名 印

令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知があった上記の補助金の補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により承認を申請します。

記

- 1 補助事業計画の内容
別紙「補助事業計画書」のとおり
※補助金交付申請書の「補助事業計画書」を添付してください。
- 2 中止(廃止)の理由
- 3 中止の期間(廃止の時期)

(注1) 本様式は、日本産業規格A4判とすること。

愛媛県知事 様

住 所

企 業 名

代表者名

印

令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金遅延等報告書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知があった上記の補助金の補助事業について、令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業計画の内容

別紙「補助事業計画書」のとおり

※補助金交付申請書の「補助事業計画書」を添付してください。

2 事業遅延等の理由

3 遅延後の事業完了時期

（注1）本様式は、日本産業規格A4判とすること。

愛媛県知事 様

住 所

企 業 名

代表者名

印

令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知があった上記の補助金の補助事業の遂行状況について、令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業計画の内容

別紙「補助事業計画書」のとおり

※補助金交付申請書の「補助事業計画書」を添付してください。

2 事業の遂行状況

--

（注1）事業開始以降これまでの日程を段階に従って記入すること。

（注2）本様式は、日本産業規格A4判とすること。

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
企 業 名
代表者名 印

令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知があった上記の補助金の補助事業を令和 年 月 日付けで完了（廃止・中止）しましたので、令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定 令和 年 月 日付け 号
- 2 変更承認 令和 年 月 日付け 号（該当する場合記入）
- 3 補助金交付決定額 円（税抜き）
- 4 補助対象経費 円（税抜き）
- 5 補助金の額 円（税抜き）
- 6 事業の実績報告
別紙「補助事業実績明細書」のとおり

（注1）「補助事業実績明細書」は、県が指定する様式（公募要領様式）を使用すること。

（注2）本様式は、日本産業規格A4判とすること。

愛媛県知事 様

住 所

企 業 名

代表者名

印

令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金の仕入れに係る
消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知があった上記の補助金の補助事業について、令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第14条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号による額の確定通知額)
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円也

（注1）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

（注2）本様式は、日本産業規格A4判とすること。

愛媛県知事 様

住 所
企 業 名
代表者名 印

令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった上記の補助金の補助事業について、令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金交付要綱第16条の規定により、精算払いを下記のとおり請求します。

記

一 金		円也
内 訳	交付決定通知額	金 円也
	今回請求額	金 円也

（注1）本様式は、日本産業規格A4判とすること。

愛媛県知事 様

住 所
企 業 名
代表者名 印

令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知があった上記の補助金の補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金交付要綱第18条第3項の規定により承認を申請します。

記

1 処分する財産

取得財産名：

取得年月日：令和 年 月 日

取得価格： 円（税抜き）

残存簿価相当額： 円（税抜き）

2 財産処分の方法

3 財産処分の理由

（添付書類）

- ・処分価格の積算資料（残存簿価相当額の確認ができる資料、有償譲渡等による処分を行う場合は、見積書も添付すること。）
- ・納付金額の積算資料

（注1）本様式は、日本産業規格A4判とすること。